

一般財団法人地方競馬共済会特別給付規程

| | | |
|----|-------------|-------------|
| | 平成 4年 3月 6日 | 3地競共第 869号 |
| 改正 | 平成 4年 6月19日 | 4地競共第 216号 |
| | 平成 7年 3月20日 | 6地競共第1035号 |
| | 平成12年 3月15日 | 11地競共第1020号 |
| | 平成16年 9月24日 | 16地競共第 400号 |
| | 平成22年 3月18日 | 21地競共第 653号 |
| | 平成24年 3月31日 | 23地競共第 780号 |
| | 平成25年 3月14日 | 24地競共第 653号 |
| | 平成27年 6月16日 | 24地競共第 144号 |
| | 令和 2年 3月10日 | 元地競共第 532号 |
| | 令和 3年 6月21日 | 3地競共第 130号 |
| | 令和 4年 3月17日 | 3地競共第 510号 |
| | 令和 8年 3月31日 | 7地競共第 623号 |

(趣旨)

第1条 騎手の業務中の事故に対する特別の給付（以下「特別給付」という。）については、一般財団法人地方競馬共済会給付規程（以下「給付規程」という。）及び一般財団法人地方競馬共済会会員規程（以下「会員規程」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給付の財源)

第2条 特別給付の財源は、会員会費、地方競馬主催者及び地方競馬全国協会の助成金とする。

(特別給付)

第3条 一般財団法人地方競馬共済会（以下「共済会」という。）は、会員である騎手の業務中の事故に対し、給付規程第5条、第6条及び第7条の規定による給付のほか、当該会員又はその遺族に対しこの規程の定めるところにより第7条に規定する特別給付を行う。

(給付対象業務)

第4条 第1条に規定する騎手の業務中とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 競走、調教のための騎乗又はこれらに関連する業務
- (2) 競馬の開催に関連する競走馬の取扱いに関する業務
- (3) その他理事長が給付対象と認めた業務

(特別給付受給資格者)

第5条 会員である騎手が特別給付の受給資格を得ようとするときは、第20条第2項の規定により納入すべき特別会費を添えて、理事長が別に定める様式の特別給付受給資格取得申請書を理事長に提出しなければならない。

2 会員である騎手は、理事長が前項の規定による申請書を受理した日に特別給付の受給資格を取得する。

(資格の喪失)

第6条 前条第2項の規定により特別給付の受給資格を取得した者（以下「特定会員」という。）が第20条第1項の規定に違反したときは、特定会員としての資格を失う。

(特別給付の種類)

第7条 共済会は、特定会員の業務中の事故に起因する死亡及び負傷に対し、次の特別給付を行う。

- (1) 特別遺族給付
- (2) 特別障害給付
- (3) 特別入院給付
- (4) 特別通院給付

(特別遺族給付)

第8条 特別遺族給付は、特定会員が業務中の事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から起算して180日以内に死亡した場合にその遺族に対して行うものとし、その金額は、2,500万円とする。ただし、この場合において、その特定会員が業務中の同一の事故により傷害を被り、すでに第7条第2号に規定する特別障害給付を受けているときは、これを特別遺族給付の内払とみなす。

2 特別遺族給付の判定は、医師が作成した診断書又は死体検案書のほか、労働者災害補償保険法に基づく保険給付の受給権者である会員（以下「労災保険適用会員」という。）にあっては、同法施行規則第19条又は20条に基づいて通知された文書（以下「労災保険支給決定通知書」という。）によるものとする。

3 一の年度中にすでに支給した特別障害給付がある場合には、特別遺族給付支給額は、2,500万円から当該特別障害給付支給額を控除した残額とする。

(特別障害給付)

第9条 特別障害給付は、特定会員が業務中の事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から起算して180日以内に障害（身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、

かつ、その原因となった傷害がなおった後のものをいう。以下同じ。)が残った場合に行うものとし、その金額は、障害の程度に応じて特別障害給付基準表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事故の日から起算して180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の日から起算して181日目以降における医師の診断に基づき障害の程度を認定し、その程度に応じ、特別障害給付基準表により給付する。
- 3 障害の程度は、医師が作成した診断書のほか、労災保険適用会員にあっては、労災保険支給決定通知書に基づき判定するものとする。
- 4 既に身体に障害のあった特定会員が、業務中の事故により傷害を被り、同一の部位について障害の程度を加重した場合又は同一の部位につき障害の程度に変更があつて前の障害より重い障害等級に該当するに至った場合における特別障害給付は、新たに該当するに至った障害等級に応ずる特別障害給付の額から従前の特別障害給付の額を差引いた額とする。
- 5 特別障害給付支給額は、一の年度を通じて2,500万円を限度とする。

(特別入院給付)

第10条 特別入院給付は、特定会員が業務中の事故により傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事し、又は平常の生活ができなくなり、4日以上入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は治療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいう。以下同じ。）をした場合に行うものとし、その金額は、1日につき2,000円とする。ただし、事故の日から起算して180日以内の入院に限る。

- 2 入院中、医師が治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部又は必要部位に切除、摘出等の処置をした場合、1回に限り20,000円を第1項の特別入院給付に加算する。ただし、当該給付金を支払わない事由に該当するものについては理事長が別に定める。

(特別通院給付)

第11条 特別通院給付は、特定会員が業務中の事故により傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事し、又は平常の生活ができなくなり、4日以上通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い若しくは往診により、医師の治療を受けることをいう。以下同じ。）をした場合に行うものとし、その金額は、通院1日につき1,000円とする。ただし、事故の日から起算して180日以内の通院を対象とし、90日を給付の限度とする。

(特別給付の給付対象期間)

第12条 特別給付は、会員が特定会員としての資格を取得した日以降その資格を喪失する日までの間に生じた事由に対し、これを行う。

2 前項給付は、会員規程第8条第2項の規定による特別会費を納入した期間に発生した事象を対象とする。

(請求権の消滅)

第13条 特別給付の請求権は、次の各号に規定する日から2年を経過したときは、時効によって消滅する。

(1) 特別遺族給付については、特定会員の死亡した日

(2) 特別障害給付については、症状が固定したと診断された日又は事故の日から180日を経過した日のいずれか早い日

(3) 特別入院給付については、退院の日又は事故の日から180日を経過した日のいずれか早い日

(4) 特別通院給付については、治癒の日又は事故の日から180日を経過した日のいずれか早い日

(特別給付の判定)

第14条 第8条から第11条において、特定会員が業務中の事故により傷害を被り、その直後の結果として、死亡し、障害が生じ、入院し又は通院したものであるかどうかの判定は、共済会が行うものとする。

2 第18条第1項又は第2項において、特定会員が業務中の事故により傷害を被ったとき、既に存在していた身体の障害その他の影響により傷害が重大となったものか又は死亡したかどうかの判定は、共済会が行うものとする。

3 第1項及び第2項に掲げる共済会が行う判定にあつては、予め共済会と業務委託契約を締結した医師の医学鑑定業務に基づくものとする。

(特別給付の申請)

第15条 特定会員又はその遺族は、第7条に掲げる特別給付の事由が生じた場合、それぞれの給付の種類に応じて、理事長が別に定める特別給付申請書を理事長に提出しなければならない。

(特別遺族給付の受給者)

第16条 特別遺族給付は、当該特定会員の死亡により給付規程第7条の遺族給付を受ける者に支給する。

(特別給付の制限)

第17条 次の各号の一に該当するときは、その特別給付は支給しない。

(1) 特別給付の原因となる事故の発生について、特定会員に意図した故意があるとき。

(2) 特別給付に関し虚偽又は不正の事実に基づいて申請したとき。

(特別障害給付の減額)

第18条 特定会員が業務中の事故により傷害を被ったとき、既に存在していた身体の障害若しくは疾病の影響により、又は業務中における事故により傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害若しくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する給付金額とする。

- 2 正当な理由がなく、特定会員が治療を怠ったことにより業務中の事故による傷害が重大となった場合、又は特別遺族給付を受けることのできる者が特定会員に治療を受けさせなかったことにより特定会員が死亡した場合は、その影響がなかったときに相当する給付金額とする。

(審査の請求)

第19条 給付規程第28条の規定は、特定会員又はその遺族が、この規定に基づいて行う特別給付に係る共済会の決定に異議がある場合に、これを準用する。

(特別会費)

第20条 特定会員は、特別会費として、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間について30,000円を、その期間が始まる前日までに共済会に一括して納入しなければならない。

- 2 新たに特定会員となった者の初年度の特別会費は、前項の規定にかかわらず、4月1日から9月30日までに特定会員になった者にあつては30,000円、その他の者にあつては15,000円とする。
- 3 納入済みの特別会費は、特定会員が年度途中においてその資格を喪失した場合にも、返還しない。

(特定会員の義務)

第21条 特定会員は、特別給付に関する共済会の指示、調査等に協力しなければならない。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成4年6月19日から実施し、平成4年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から実施し、平成12年4月1日の事故から適用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記のあった日(平成25年4月1日)から実施する。

附 則

改正後の規程は平成27年6月16日から実施し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月10日元地競共第532号)

この規程は、理事会の決議があった日(令和2年3月10日)から実施し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年6月21日3地競共第130号)

この規程は、令和3年6月21日から実施する。

附 則 (令和4年3月17日3地競共第510号)

1 この規程は、令和4年4月1日から実施する。

2 この規程改正の際、現に実施されている改正前の様式による申請は、改正後の様式により提出されたものとみなす。

附 則 (令和8年3月31日7地競共第623号)

1 この規程は、令和8年4月1日から実施する。

2 令和8年3月31日以前に発生した事故に対する特別給付の支給にあつては、なお従前の例による。

3 この規程改正の際、現に実施されている改正前の様式による申請は、改正後の様式により提出されたものとみなす。

特別障害給付基準表

| 障害の等級 | 給付金額 |
|--|----------|
| 1 | 2,500 万円 |
| 2 | 2,225 万円 |
| 3 | 1,950 万円 |
| 4 | 1,725 万円 |
| 5 | 1,475 万円 |
| 6 | 1,250 万円 |
| 7 | 1,050 万円 |
| 8 | 850 万円 |
| 9 | 650 万円 |
| 10 | 500 万円 |
| 11 | 375 万円 |
| 12 | 250 万円 |
| 13 | 175 万円 |
| 14 | 100 万円 |
| <p>(備考)</p> <p>障害の等級は、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）別表第二（第 40 条関係）による。</p> | |